

事業者の皆様へ

事業系ごみの正しい処理と 減量・再資源化にご協力ください！！

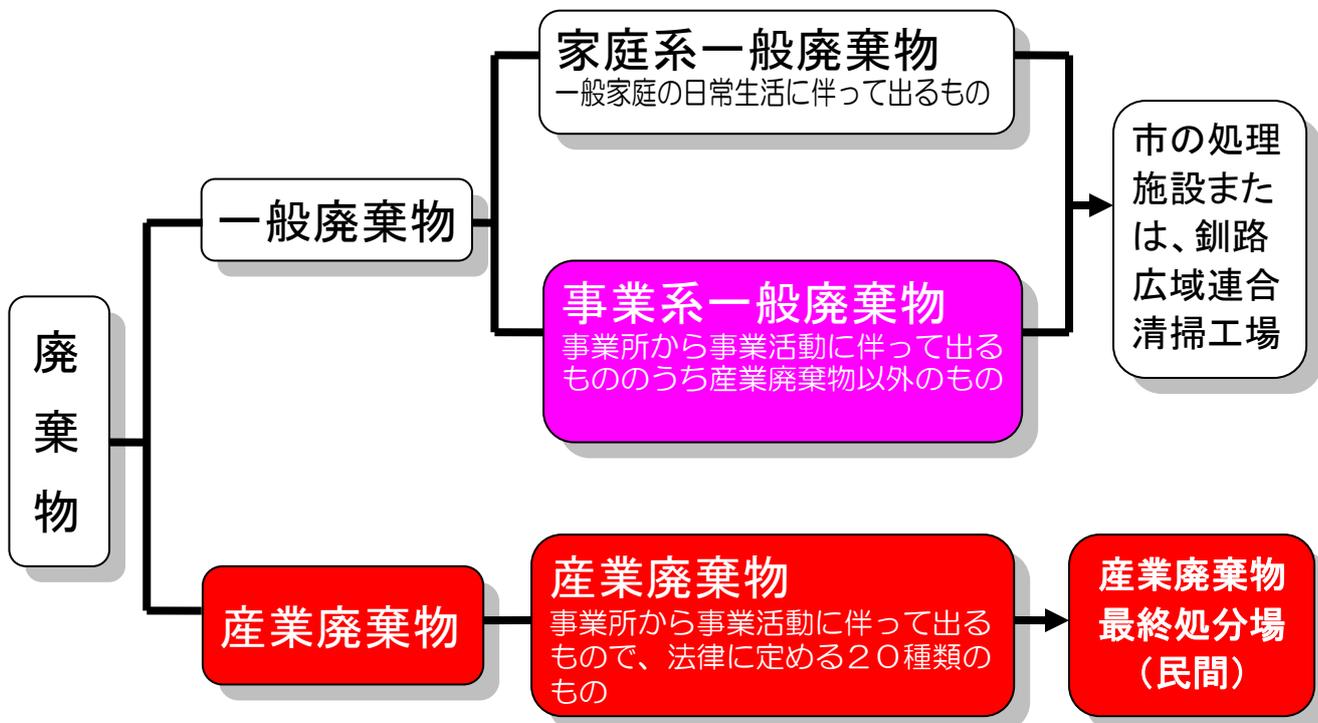
事業活動に伴って、事務所や店舗などから排出される廃棄物（事業系ごみ）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、事業者の方が自らの責任と負担によって適正に処理していただかなければなりません。このパンフレットでは、事業系ごみの種類や適正な処理方法等を紹介しています。あなたの事業所でのごみ処理方法についてご確認いただくとともに、ごみの適正処理にご協力ください。



釧路市市民環境部

●事業系ごみ(事業所から発生するごみ)とは

一般の家庭から出されるごみと区別して、会社やお店など事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)のことを事業系ごみといい、廃棄物処理法では次のとおりとなっています。



廃棄物(ごみ)は、一般廃棄物と産業廃棄物に大きく分類されます。更に一般廃棄物は、家庭系と事業系に分かれます。

つまり事業系ごみには、産業廃棄物と事業系一般廃棄物があります。産業廃棄物は、法律で20種類が定められています。そして、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と定義しています。

※事業系ごみは、廃棄物の種類によって処理方法が異なりますので、適正な処理をお願いします。

事業活動とは、会社・商店・飲食店・工場など営利を目的とする活動だけではなく、病院・学校・官公署など、公共サービス等の活動も含まれます。

●事業所から出るごみは、自ら処理する責任があります

事業活動から発生したごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」においてそのごみを排出した事業者が処理責任を持つと定められています。

不法投棄、野外焼却は法律で禁止されています。廃棄物を道路や空き地に捨てることや、野外や簡易焼却炉で焼却することは一部の例外を除き法律で禁止されています。違反者には5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はその併科に処されます。

●事業系一般廃棄物の処理方法

1 事業系一般廃棄物の処理方法

事業活動に伴って出るごみや資源物は、家庭ごみ用のごみステーション及び資源物ステーションに出せません。 事業系一般廃棄物の処理には、二つの方法があります。

(1) 市の許可を受けた一般廃棄物処理業許可業者に処理を委託する場合

下記の許可業者に処理を委託する場合は、ごみ処分手数料のほかに、収集運搬料がかかりますので、料金・排出方法等について十分打ち合わせを行ってください。

一般廃棄物処理業許可業者（収集・運搬） 釧路地域

業者名	住所	電話番号
株式会社釧路厚生社	釧路市新野41番11号	40-2983
株式会社対島商店	釧路市文苑1丁目12番20号	37-5630
有限会社丸昭上川原商店	釧路市鳥取北5丁目6番6号	51-1269
株式会社マルカ加藤商店	釧路市鳥取北4丁目21番6号	51-1276
株式会社道東清掃	釧路市愛国西3丁目33番4号	36-2173
有限会社新富金属	釧路市松浦町10番132号	22-0621
有限会社共通空輸	釧路市海運1丁目2番16号	24-3666
株式会社三宮商会	釧路市大楽毛4丁目13番7号	57-8806
釧路環境衛生企業組合	釧路市入江町14番7号	22-9375
株式会社栄和サービス	釧路市知人町3番18号	42-8640
株式会社丸サ佐々木商店	釧路市星が浦南2丁目1番33号	52-2577
株式会社山拾村上商店	釧路町国営2丁目5番地	36-1203
ECOくしろ株式会社	釧路市新釧路町14番1号	32-1111

(2) 処理施設へ自ら搬入する場合

ごみを種類別（可燃ごみ・資源物等）に分けて、各施設に搬入してください。

	搬入先	住所	電話
可燃ごみ	釧路広域連合清掃工場	釧路市高山30番地1	92-2002
不燃・粗大ごみ	粗大ごみ処理センター	釧路市高山4番1	91-0022
資源物	釧路市資源リサイクルセンター	釧路市鳥取南7丁目1番2号	53-4120
	釧路市ごみ最終処分場資源物置場	釧路市高山30番地1	

※釧路広域連合清掃工場と粗大ごみ処理センターについては、同じ計量所にて計量し、降ろす場所の指示を受けることになります。

2 ごみ処分手数料

可燃ごみ・粗大ごみ等进行处理する場合には、10kgにつき84円（税込）の処分手数料がかかります。資源物については無料で受け入れします。

●事業系ごみの分け方

事業系 一般廃棄物	<p>可燃ごみ</p> <p>事務所、工場、商店等から出る紙くず・飲食店等から出る調理残さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこの吸い殻・茶殻・リサイクルできない紙類・紙コップ ・木製の机やイス・従業員等が食べた後の汚れた弁当から等 ・刈り草 剪定枝 落ち葉等 
	<p>不燃ごみ <i>※事業活動に伴って排出される物は対象外です。</i></p> <p>従業員等の個人所有物であるガラス製コップ、マグカップ、湯呑み茶碗、傘等</p> 
	<p>紙類</p> <p>新聞紙・雑誌・電話帳・ダンボール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑紙（ハガキ・封筒・包装紙・名刺・コピー用紙等） 
	<p>従業員等の飲食に伴って排出される容器類</p> <p>缶・ビン・ペットボトル・白色トレイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装 <p><i>※中身を空にして汚れはすすぐかふき取る。</i></p> 
産業廃棄物	<p>事業活動に伴って排出される上記可燃ごみ・不燃ごみ・資源物以外のもの</p>
	<p>プラスチック類</p> <p>商品等を包んでいたビニール・ビニール紐・ポリ容器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製品・発泡スチロール・合成ゴムの長靴等 
	<p>金属類</p> <p>スチール製事務用品・自動車部品・オイル缶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプレー缶・トタン・パイプ・針金ハンガー等 
	<p>ガラス類</p> <p>割れた窓ガラス・蛍光管・電球・陶磁器等</p> 
<p><i>※リサイクル法等(家電・パソコン等)が適用されるものについては、それぞれのリサイクルルートで処理してください。適用されないものについては産業廃棄物として処理してください。</i></p>	

※産業廃棄物は、上記3種類だけではなく、全部で20種類あります。

※産業廃棄物については、排出事業者側にマニフェストを発行・管理する義務があります。

※誤った分別区分や収集契約は、廃棄物処理法違反となります。

※ご家庭での分別方法とは異なりますので十分にご注意ください。

お問い合わせ先

産業廃棄物については 釧路総合振興局環境生活課地域環境係 TEL43-9153
 一般廃棄物については 釧路市市民環境部環境事業課 TEL24-4146